

中小企業年金会計基準に関する再構築の検討

挽 直 治

I はじめに

近年、わが国においても中小企業会計に関しての制度的対応が展開されている。国内外で会計基準のコンバージェンスが唱えられるなか、ASBJ（企業会計基準委員会）が開発する基準は段階的にIFRSと比較しても遜色のないものとなっている。

会社法は「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」（第431条）と定めていることから、公開会社だけではなく、株式会社である以上、中小企業においても国際標準であるGAAPへの準拠性が問われていた。

中小企業が最新のGAAPに準拠することが妥当であるかどうか、公開会社と利害関係者が異なる状況下で、かりに準拠したとしても、果たしてその有効性は見出せるのかなど多くの問題が浮上した。いくつかの経緯を経たのち、2012年2月に「中小企業の会計に関する基本要領」（以下、「中小会計要領」と略記する）が公表され¹⁾、その適用が開始されている。

本稿は、英国の財務報告基準書における従業員退職給付制度にかかわる会計基準の考察ならびに現在の年金会計基準の根幹となったSFAS87号での結論に至るまでの討議をとおり、わが国の退職給付制度を管理・運営している中小企業に求められる会計処理・報告はいかにあるべきかについ

て、「中小会計要領」での検討課題に焦点をあてて考察する。

II FRS102号の展開

連結財務諸表を作成する公開会社が適用するIFRS（以下、EU版IFRSと略記する）と自国のGAAPとの乖離の解消に向けて対応するために、会計基準の開発に積極的に取り組んできたのが英国である。従来、英国のGAAPはFRS（財務報告基準書）、FRSSE（小規模企業に対する財務報告基準書）、SORP（実務勧告書）などから構成されており、EU版IFRSさらには中小企業に対する国際財務報告基準、いわゆるIFRS for SMEsの適用も視野にいれると、複数の会計基準が明確な適用指針もないまま混在していたといえる²⁾。

こうしたなか、Financial Reporting Council（英国財務報告評議会、以下、FRCと略記する）は、2013年3月に、現在の財務報告基準書の枠組みの根底となるFRS102号「連合王国およびアイルランド共和国において適用される財務報告基準」を公表した。FRS102号は個別財務諸表を作成するための基準であり、またすべての会計および法律上の要件に対し、効力を発することを意図したものではない。結果的に〔財務諸表：引用者注〕作成者は会計基準の他に会社法の要件を考慮することが求められている³⁾。

1) 中小企業会計が制度として成立した経緯については、次を参照。河崎照行『最新 中小企業会計論』2016年、中央経済社。

2) 近年の英国会計基準の開発過程については、次を参照。齊野純子「イギリス」河崎照行編著『中小企業の会計制度』第7章、2015年、93～104ページ、中央経済社。

3) FRC, *Financial Reporting Standard 102, The*

FRSの適用会社はEU版IFRS, FRS101号「開示減免の枠組み」およびFRS105号「零細企業制度に適用の財務報告基準」⁴⁾を適用しない企業が対象となる。

なお、英国会社法では、小規模会社とは、次の条件(a)総売上高:10.2百万ポンド未満、(b)総資産:5.1百万ポンド未満、(c)平均従業員数:50人未満、のうち少なくとも2つにあてはまるものをいう(第382条、第383条)⁵⁾。

以下では、FRCが2018年3月に新たに公表したFRS102号のセクション28「従業員給付」に焦点をあてて考察することにより、同基準の内容とEU版IFRS(IAS19号)との比較検討をとおして、FRCが双方の乖離問題にどのように対処しているかを明らかにする⁶⁾。結論を先にいえば、同基準の内容がEU版IFRSへの準拠を意識した内容であることを考察する。また、年金調査会計士グループ(PRAG)によるSORPを取り上げる。

1 FRS102号(2018)とEU版IFRS

FRCが2018年に公表したFRS102号は2014年および2015年の旧FRS102号がもととなり、今般改訂された内容は①公正価値階層の開示、②株主への告示、③取締役への貸付について限定されたものであるが⁷⁾、各セクションにおいて、パラグラフの文言の追加と削除もなされている。こうした一連の同基準の改訂により、従来の

英国GAAPの枠組みは刷新されるとともに、これまで年金調査会計士グループが発表してきた年金スキームの財務報告に関する実務勧告書(SORP)も7年ぶりに改訂が行われている⁸⁾。

FRS102号は個別財務諸表の作成にあたり、EU版IFRSとの選択適用が認められた会計処理基準であり、一般的な財務諸表目的のため広範な情報利用者への共通の情報要求に応じることに焦点があてられている。IFRS for SMEsとのパラグラフが対応しており、同基準が適用されない場合にはFRS102号の各パラグラフにおいて、[Deleted: 削除]との記載がなされている。

従業員給付に関する規定はFRS102号のセクション28で取り上げられている。ここで認識・測定基準に関するFRS102号の特徴をEU版IFRSとの比較をとおして見出すならば、主に次の点があげられる。

- ① 従業員が提供する勤務と交換にどれほどの給付が制度に係る給付算定式にもとづいて、当期および過年度に帰属しうる(attributable)かを決定すること、従業員の中途退職率、死亡率のような人口統計上の変数および給付費用に影響を及ぼすことになる将来の給与の増加などの財務変数の見積りを行うことを企業に求めている。保険数理上の仮定は偏向がなく、相互に合致したものであり、さらに将来キャッシュ・フローに関しての最善の見積りを行うために選択されたものとする(第28.16項)。
- ② 確定給付債務を算出する際に必要となる包括的な数理計算上の評価を行うための独立の年金数理人(actuary)との契約を企業に要求していない。また、包括的な数理評価を毎年行う必要もない(第28.20項)。
- ③ 確定給付の会計を利用する際に十分な情報が利用できないため、確定給付の複数事業主制度

Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland, 2018, par. A3.10.

4) FRC, *Financial Reporting Standard 105, The Financial Reporting Standard applicable to the Micro-entities Regime*, 2015.

5) FRC, FRS102, 2018, Appendices, A3.11A.

6) IASB, *International Accounting Standard 19, Employee Benefits*, 2011. なお、英国上場企業は連結財務諸表の作成にあたり、FRS102号の適用対象とはならない。

7) なお、FRCが2013年3月に公表した従来のFRS102号の項目のうち、金融商品、FRSへの移行措置等に関する内容については修正が施されている。

8) Pension Research Accountant Group (PRAG), *Statement of Recommend Practice, Financial Reports of Pension Schemes*, 2014.

を確定拠出制度として企業が取り扱う場合においては次のことが求められる（第 28.40 A 項）。

- (a) 確定給付制度である事実およびなぜ確定拠出制度として説明できるかの理由を制度の積立状況が超過もしくは不足しているかについて利用可能な情報とともに開示すること。
- (b) 複数事業主制度の協約と条件のもとで企業が他の企業の債務に対し責任がある割合を明示すること。
- (c) 複数事業主制度が確定拠出制度とみなされる場合、認識される負債がどのように決定されたかを開示すること。

確かに上記のうち②に関しては小規模な年金スキームを対象とする場合があることが考慮されているが、①③の内容は EU 版 IFRS を単に簡素化するという意図よりも、むしろ IFRS に忠実に準拠することを意識した要件になっている。

次に開示基準について、EU 版 IFRS (IAS19 号) と FRS102 号の内容を考察することとする。IAS19 号は 2011 年の改訂において、確定給付制度にかかわる開示の目的を明確に示すことを要請した。そこでは、経営者が運営している退職給付制度に関して次の特徴について、開示することを指示している（第 139 - 第 147 項）。

給付の内容と積立要件の水準などの規制内容を明らかにし、次にガバナンス問題などの制度の特徴を記述するとともに、制度の運営上生じる特有のリスクについての記述を求めている。さらに、給付制度の改訂・縮小・清算、財務諸表上の金額の変動、キャッシュ・フロー情報を含む企業の将来への影響の説明など多岐にわたる開示要件を指示している。

これに対し、FRS102 号の開示要件は上記に示したような開示の目的を掲げることを求めておらず、また確定給付制度の特徴にかかわる開示要件を充足するよう経営者の判断に委ねる内容とはなっていない。

ただし、FRS (2018) では、積立方針について、

次の文言が追加されたことに注意すべきである（第 28.41 (a) 項）。すなわち、積立不足を埋める同意（例えば、拠出計画）のもとに行われる将来の支払額と時期についての記述が求められていることである。また、制度資産の分解情報に関する開示要件については注目すべきである。EU 版 IFRS の内容を部分的に取り入れているからである。すなわち、資本性金融商品、負債性金融商品、不動産およびその他すべての資産を含む制度資産の主分類ごとに、報告日における制度資産合計の公正価値に対して、それぞれの構成割合または金額を開示することを要求している（第 28.41 (h) 項）。ただし、それは IFRS が指示している公正価値の階層にもとづく分解を要請していないことから、厳密な意味において IFRS とは首尾一貫していない。

制度資産の市場が活発でなく、かつ取引に関して正確な見積りがなされない状況下においては、観察可能な情報を利用する評価技法と観察不可能な情報を利用する評価技法とを区別するオプションを採り入れることを SORP の中で提示されている⁹⁾。改訂 SORP で推奨される指針の中には従来の実務では適用されていないものも含まれている。これらに対しては実務上困難であることが予想されるため、今後 FRS102 号の適用を念頭に双方の調整が望まれる。

2 リスク分担型年金制度の誕生

2011 年に IAS19 号を公表した後も IASB には注目すべき新たな動向がみられた。IASB のスタッフは 2014 年 9 月に調査プロジェクト「新たな年金制度設計の会計」(IASB, Agenda ref 8C) の議事資料をまとめ、当該プロジェクトは進行の途上にあった¹⁰⁾。すでにリスク分担型年金制度の設計を行う企業がオランダをはじめとして欧州で

⁹⁾ PRAG, SORP, 2014, pars.3.12.8 - 3.12.10.

¹⁰⁾ IASB, Staff Paper, Research Project: *Accounting for new pension plan designs*, 2014. 以下、同文献からの引用はパラグラフのみを記す。

散見されるようになっていたのが現状であった。こうした中、会計問題として浮上するのは退職給付債務の現在価値と制度資産の公正価値のそれぞれが顕すリスクの差異が的確に IAS19 号の測定法では実行しきれていないということである。つまり、制度資産の公正価値は市場価格で将来キャッシュ・フローに関連するリスクを反映しているのに対し、退職給付債務の現在価値はそれを示していないというのである(第14項)。

ただし、IAS19 号は例外規定を設けている(第115項)。つまり、制度資産の中に適格保険証券が含まれており、支払う給付の一部または全額の金額と時期が一致しているという条件が整っているのであれば、保険証券の公正価値が関連する債務の現在価値とみなすという規定である。これによれば、制度資産の公正価値は当該資産から生じる将来キャッシュ・フローに関連するリスクの価値を反映することになる。

確定給付年金制度に分類されるリスク分担型制度に対して、どのように制度的対応をするかが問題となってくる¹¹⁾。

Ⅲ 「中小会計要領」の制度的意義

1 米国－SFAS87号における結論

IAS19 号にも影響を及ぼし、今日の年金会計基準の原点ともいべき SFAS87 号「事業主の年金会計」(1985 年)において、FASB は非公開会社である小規模な年金制度を運営・管理している事業主にどのような会計処理法を要請したのであろうか。同基準書の「結論の根拠」のなかでの検討事項を要約するならば、次のようになる¹²⁾。

¹¹⁾ わが国において導入されたリスク分担型年金制度については、次の拙稿を参照。「リスク分担型・新年金制度の展開と課題」『会計』第192巻第4号、2017年、40～50ページ。

¹²⁾ FASB, *Statement of Financial Accounting Standards No.87, Employers' Accounting for Pensions*, 1985, Appendix A, pars. 204-209.

・小事業主および公開会社の情報利用者の必要性と関心事は異なっており、また、会計方法を変更することによる便益は少ないことから、異なる規定が必要であることを主張するものがあること

・小事業主の年金制度の本質は経営者の課税逃れの一面があり、債務の性質が公開会社のそれと異なっていることを主張するものがあること

以上の検討事項を考慮に入れても、FASB は年金費用の測定と純年金負債または資産の認識は、小事業主、非公開会社の事業主に対しても異なるべきでないと結論付けた。その根拠として、ある事業主に対して、別の測定規定あるいは選択肢を設けることは、費用－便益の関係を改善することにはならないし、財務諸表の比較可能性を損なうことになる旨を指摘した。

こうしたことから、米国企業の確定給付制度を運営・管理する経営者(事業主)は、ERISA(従業員退職所得保障法)に拠るだけでなく、会計の側面－財務諸表における認識・測定額－からも従業員に対しての給付責任が課せられていることが明確になったといえる。

2 わが国における会計基準設定時の対応

1998年6月に企業会計審議会が確定給付企業年金制度と退職一時金制度に関して、包括的な会計処理を明示した「退職給付に係る会計基準」を公表した。それはわが国における会計基準が国際標準を満たしていないものが多々存在していたなかで、速やかに国際的な制度的対応を図ったものである。基準の開発過程では活発な議論が展開されたという。

今福教授の次の指摘はその当時の状況を物語っている¹³⁾。

¹³⁾ 今福愛志「私の年金改革論－企業は債務情報の公開を」日本経済新聞社編『年金の誤算』日本経済新聞社、1996年、188ページ。また、退職給付会計の本質的な枠組みについての詳細は次を参照。今福愛志『年金の会計学』2000年、新世社。

図表1 退職給与引当金設定の実務

退職給与引当金の計上にかかわる記載内容	企業数	対応水準
a 自己都合期末要支給額の40%を設定	129	法
b 自己都合期末要支給額の50%を設定	10	法
c 自己都合期末要支給額の100%を設定	90	法
d 会社都合期末要支給額の100%設定	12	法
e 自己・会社都合のいずれか期末要支給額の100%設定（記載なし）	12	法
f 自己都合期末要支給額の現価額を設定	18	○
g 会社都合期末要支給額の現価額を設定	5	○
h 自己・会社都合のいずれかの現価額を設定（記載なし）	23	○
i 年金に全面移行、取り崩し中	37	-
j 期末要支給額から年金資産残高を控除した金額を設定	41	法
k 現価額から年金資産残高を控除した金額を設定	29	○
l 上記以外の設定	12	-

出所：日本公認会計士協会編『決算開示トレンド』2001年、中央経済社、300ページをもとに筆者作成。

「日本の会計制度では、年金はもちろん、退職金などの労働債務も、的確に評価して公開する責任が企業に厳格に求められてきたとはいいがたい。」

同基準は2000年4月以後開始される事業年度から適用されることになるが、上場会社のなかには適用前に企業年金対策として、年金積立不足額の補填、割引率の選択の変更など種々の取り組みを行った事例もみられた¹⁴⁾。

新基準が適用される前年の退職給与引当金の設定に係る実務は図表1に示すとおりである（対象会社は上場会社のうちの286社）。

大半の企業では、退職給与引当金設定の会計実務は図表1の右欄に示すように、法人税法の慣行に依拠したものとなっている（図表において、法と記す）。ここで、期末要支給額の算出の際に利用される利率および割引期間の妥当性については、すでに疑問視されていた¹⁵⁾。

その一方で、新基準の適用前に退職給与引当金の設定を見直し、完全ではないにせよあらたな退職給付会計に対応する処理も見受けられる。つまり、退職給付引当金は債務の割引計算後の算出額であり、それは退職給与引当金が財政計算のもとに算出される性格の項目でないことを認識したものである（図表において、○と記す）。

なお、当時の会計実務では年金数理人の専門的知識が必要となる将来支給額予測方式を採用する企業例はないといえる。

「退職給付に係る会計基準」は小規模企業等どのような会計処理法を指示したのであろうか。以下では、企業会計審議会の見解と日本公認会計士協会の指針について、基準の文言をとおして検討する。

当時の基準設定機関であった企業会計審議会は、小規模企業に対し、「このような〔合理的に数理計算上の見積りを行うことが困難な場合や退職給付の重要性が乏しい：引用者注〕場合には、期末の退職給付の要支給額を用いた見積計算を行

14) この点については、次を参照。今福愛志「退職給付会計基準の役割と課題」『企業会計』第50巻第11号、1998年、56～63ページ。

15) 例えば、次を参照。今福愛志『企業年金会計の国

際比較』中央経済社、1996年、228～229ページ。

う等簡便な方法を用いて退職給付費用を計算することも認められると考えられる。」(四 会計基準の要点と考え方 5)と指示した。

すなわち、小規模企業等には本来のGAAPの会計処理を指示するのではなく、簡便なる方法の採用を容認することを規定した。なお、簡便法の具体的な会計処理については日本公認会計士協会による実務指針に委ねている。

これを受けて、日本公認会計士協会は1999年9月に会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(以下、小規模企業等における簡便法の内容について、「実務指針」と略記する)を発表した。それは退職給付会計の実務慣行がまだ浸透していない状況下において、確定給付制度に関しての具体的な会計処理を明示した点において、評価される¹⁶⁾。

まず、「実務指針」は「退職給付に係る会計基準」での原則法ではなく、簡便法を適用できる小規模企業等の範囲について、一定期間において従業員数300人未満と定めている¹⁷⁾。GAAPである「退職給付に係る会計基準」の枠組みは何よりも退職給付を一定期間の労働の対価として捉え、母体企業(経営者)が負う退職給付債務の視点から構成されている。「実務指針」においても、退職給付債務としてどの測定値を捉えるかという観点から、次の3つの選択肢があげられている(第36項)。

- ・原則法にもとづいて退職給付債務を算出し、年金財政計算上の責任準備金との比較指数を算出し、それ以降直近の年金財政計算上の責任準備金の額に比較指数を乗じて算出する測定値
- ・退職給付に係る期末自己都合要支給額に割引率

および昇給率を乗じて算出する測定値または退職給付に係る期末自己都合要支給額そのものの測定値

- ・直近の年金財政計算上の責任準備金の額そのものの測定値

いずれも従来の会計処理と比較して、小規模企業への事業負担を考慮に入れたものである。もっとも、従来の会計処理のうち、多くの企業が行ってきた法人税法の処理法がグローバルな会計学の観点からみても妥当ではなかったことがあらためて明らかになったといえる¹⁸⁾。ただし、「実務指針」においても数理計算に係る見積り計算の信頼性をどのように担保するかについての問題が原則法と同様に浮上してくる。

3 「中小会計要領」の意義

冒頭でものべたとおり、2012年2月に「中小会計要領」は会計基準の正式な手続を経て、公表された。その目的は、「中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示すものである。」(I.総論 目的)。また、その背景として、「わが国では、新たな会計ルールの必要性が叫ばれ、国際会計基準からの影響を遮断し、中小企業の会計実務を反映する形で、中小会計要領が誕生するに至った。」との見解が示されている¹⁹⁾。すなわち、「中小会計要領」はわが国の中小企業を対象とした固有の会計基準であることを必達目標としている。その意味において、2005年8月に公表された「中小企業の会計に関する指針」、いわゆる「中小指針」とは一線を画しているといえる²⁰⁾。

16) 日本公認会計士協会は退職給付会計の実務指針に関して、中間報告にとどめている。

17) 会計基準変更時差異の償却に関して、筆者が調査した範囲(東京証券取引所1部上場会社のうち、金融・保険会社および米国基準適用会社を除く)では、簡便法適用会社は9社であった。この点については、次の拙稿を参照、『経済科学』「退職給付会計と企業行動—会計基準変更時差異償却期間の選択を中心として—」第51巻第1号、2003年、39～51ページ。

18) こうした点について言及したものとしては、さしあたり次を参照。企業財務制度研究会編『年金会計』第10章、中央経済社、1999年。

19) 河崎照行、前掲書、291ページ参照。

20) 設定機関は、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所、企業会計基準委員会の4つである。

「中小指針」の適用対象となる会社は会計監査人監査を受ける会社以外の会社であるのに対して、「中小会計要領」は対象となる適用会社を会社法の規定にもとづいて定めている。したがって、例えば、資本金の額が3億円の会社は法人税法のもとでは中小企業に属さないが、会社法では大会社ではないため、「中小会計要領」の適用に含まれることになる。図表2は各会社と適用すべき会計基準との関係を表している。

すでに述べたように、上場会社のうち簡便法適用会社に属するのは300人未満の従業員数を有する小規模企業であることから、図表3の太枠に示す企業が対象となる。

図表3に示すように、わが国の企業年金制度を運営・管理する企業割合は規模に比例して低下する傾向にある。わが国において、2017年にリスク分担型企業年金制度を最初に導入した企業は非

公開会社である小泉産業および小泉成器であり、その加入者規模は1,200人であった。両社はリスク分担型年金制度の導入会社であることから、実務対応報告第33号の適用会社となり、また会社法上の大会社であることから、「中小会計要領」の対象会社には含まれない。

ただし、大会社ではない非公開会社がリスク分担型DBあるいはDCの年金制度を導入した場合、「中小会計要領」に準拠して、退職給付引当金の設定に係る会計処理法を行うことは適切ではないであろう。その際は中小企業であっても「実務対応報告」に準拠すべきことになる。

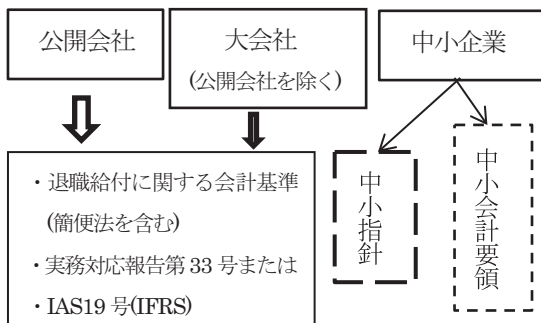
4 「中小会計要領」の検証

「中小会計要領」（各論11：引当金）のなかで検討されている引当金は、中小企業の実務に影響がある引当金として、賞与引当金と退職給付引当金の2つに限定されている。

本項では、「中小会計要領」の各論11に関する内容についての検証を試みたい。

周知のように企業会計基準委員会が2012年に公表した「退職給付に関する会計基準」においても確定給付型退職給付制度にかかわる基本的な考え方は踏襲されている。すなわち、経営者（事業主）と従業員との間で結ばれた年金協約のもと、退職給付を一定期間の労働の対価とする退職給付債務の捉え方に出発点を見出している。

図表2 退職給付会計基準と適用会社の関係



図表3 企業規模別の退職給付制度の割合

単位：%

企業規模	退職年金制度がある企業（一時金制度との併用を含む）	退職年金制度の支払準備形態（複数回答）			
		厚生年金	確定給付企業年金（DB）	確定拠出企業年金（DC）	企業独自の年金
1,000人以上	77.0	11.0	69.4	48.7	4.5
300 - 999人	68.5	21.3	58.0	46.7	2.7
100 - 299人	44.0	37.5	44.4	37.8	2.2
30 - 99人	25.9	58.9	20.9	30.4	2.9
合計		44.8	35.6	35.9	2.8

出所：厚生労働省 平成25年就労条件総合調査結果の概況（第24表）退職年金制度の支払準備形態別企業割合をもとに筆者作成。

そのもとでの退職給付引当金（負債）は退職給付債務と年金資産（制度資産）との差額（未積立額）として算出され、これは現行のIFRS、米国基準、FRS102号においても共通の会計処理法であり基本原理でもある。

ところが、「中小指針」では退職給付引当金に対して、上記の基本的な考え方を原則的方法として採っているものの（53項）、「中小会計要領」本文では退職給付債務という文言すら記されていない。確かに複雑な数理計算による負担を避けることが要因のひとつであると考えられるが、経営者（事業主）が従業員に対して負っている給付の根本的な思考、すなわち、従業員の労働の対価としての退職給付債務の捉え方が希薄になっていると思われる。これが第1の問題点である。

こうしたことから、経営者は従業員との間に退職金規定等が存在する場合には、個別注記表にその旨を記載することが適切な会計処理である。

第2に、「中小会計要領」が指示している方法は現行のGAAPが開発される前までの従来の法人税法の会計処理法であり、退職給付制度の実態を正しく写し得ない状況に逆行した感が否めない。また、法人税法上、損金算入が認められる引当金は貸倒引当金と返品調整引当金の2つであることから、退職一時金制度を含む年金制度を運営・管理している中小企業経営者は「中小会計要領」のもとに退職給付引当金の額を適正に算出したとしても、あらためて税務申告をする手間がかかることになるなどの実務上の問題点が再認識されるであろう。

本稿で検討したFRS102号は英国会社法のもとで、非公開会社が個別財務諸表を作成する基準であるにしても、わずかな免除規定を除いて、EU版IFRSに準拠していることが判明した。これに対して、「中小会計要領」は会社法上、大会社に分類されない株式会社に限定した会計基準である。

IV おわりに

IFRSの影響を受けず、わが国の中小企業会計の信頼性を担保することを目標として、新たな道標を指向して公表されたのが「中小指針」と「中小会計要領」である。結果的に前者はプライベート・セクターが、後者はパブリック・セクターが中心となって開発されたものであり、中小企業会計は事実上ダブルスタンダードの状況にある。

いずれにしても中小企業が作成する計算書類の信頼性の確保がない限り、金融機関等の債権者からの資金調達は決して容易でないことは明白である。また、退職給付制度を運営・管理している経営者に求められることは退職給付費用の算出額（労務費）の視点からではなく、従業員との契約にもとづく給付制度の意義について見直すことであろう。

【参考文献】

- Financial Accounting Standards Board (1985), *Statement of Financial Accounting Standards No.87, Employers' Accounting for Pensions*.
- Financial Reporting Council (2015), *Financial Reporting Standard 105, The Financial Reporting Standard applicable to the Micro-entities Regime*.
- Financial Reporting Council (2018), *Financial Reporting Standard 102, The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland*.
- International Accounting Standards Board (2011), *International Accounting Standard 19, Employee Benefits*.
- International Accounting Standards Board (2014), Staff Paper, Research Project: *Accounting for new pension plan designs*.
- Pension Research Accountant Group (2014), Statement of Recommend Practice, *Financial Reports of Pension Schemes*.
- 今福愛志 (1996a) 『企業年金会計の国際比較』中央経済社。

- 今福愛志（1996b）「私の年金改革論—企業は債務情報の公開を」日本経済新聞社編『年金の誤算』第8章，187～192ページ，日本経済新聞社.
- 今福愛志（1998）「退職給付会計基準の役割と課題」『企業会計』第50巻第11号，56～63ページ.
- 今福愛志（2000）『年金の会計学』新世社.
- 河崎照行（2016）『最新 中小企業会計論』中央経済社.
- 企業財務制度研究会編（1999）『年金会計』中央経済社.
- 齊野純子（2015）「イギリス」河崎照行編著『中小企業の会計制度』第7章，93～104ページ，中央経済社.
- 日本公認会計士協会編（2001）『決算開示トレンド』中央経済社.
- 挽直治（2003）「退職給付会計と企業行動—会計基準変更時差異償却期間の選択を中心として—」『経済科学』第51巻第1号，39～51ページ.
- 挽直治（2017）「リスク分担型・新年金制度の展開と課題」『会計』第192巻第4号，40～50ページ.